

議案第37号

鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例

鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

目次

第1章～第3章 略

第4章 石綿粉じん排出等作業等の規制（第7条—第10条の2）

第5章 雑則（第10条の3—第15条）

第6章 略

附則

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）～（4） 略

（5） 石綿粉じん排出等作業 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業のうち規則で定める特定建築材料に係るものをいう。

（6） 特定建築物等 学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共

目次

第1章～第3章 略

第4章 石綿粉じん排出等作業等の規制（第7条—第10条）

第5章 雑則（第10条の2—第15条）

第6章 略

附則

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）～（4） 略

（5） 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」という。）に該当しないものをいう。

同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして規則で定めるもの（多数の者が使用し、又は利用する部分に吹付け石綿が使用されているものに限る。）をいう。

(7) 県特定工事 特定工事のうち規則で定めるものをいう。

(8) 県届出対象特定工事 県特定工事のうち規則で定めるものをいう。

(9) 県作業基準 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準として規則で定めるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(県の責務)

(6) 作業基準 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準として規則で定めるものをいう。

(7) 発注者等 発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。

(県の責務)

第3条 県は、特定建築材料の使用の状況等に関する情報を収集し、特定建築材料が使用された建築物等の解体等作業を把握するとともに、石綿による県民の健康に係る被害を防止するための施策を策定し、これを実施するものとする。

2 略

(事業者がとるべき措置等)

第4条 特定建築材料を取り扱う事業者（以下「事業者」という。）は、その事業活動を行うに当たっては、石綿が人の健康を損なうおそれがあるものであることを認識し、特定粉じん排出等作業その他の行為を行う場合には、石綿の粉じんにさらされる労働者及び周辺住民の健康に係る被害を防止するため、当該粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための措置を講じなければならない。

2 略

3 事業者は、その事業活動において、特定粉じん排出等作業その他の行為により、石綿の粉じんが大気中へ排出され、又は飛散したおそれがあると認める場合には、その飛散の状況を調査する

第3条 県は、石綿含有材料等の使用の状況等に関する情報を収集し、石綿含有材料等が使用された建築物等の解体等作業を把握するとともに、石綿による県民の健康に係る被害を防止するための施策を策定し、これを実施するものとする。

2 略

(事業者がとるべき措置等)

第4条 石綿含有材料等を取り扱う事業者（以下「事業者」という。）は、その事業活動を行うに当たっては、石綿が人の健康を損なうおそれがあるものであることを認識し、石綿粉じん排出等作業その他の行為を行う場合には、石綿の粉じんにさらされる労働者及び周辺住民の健康に係る被害を防止するため、当該粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための措置を講じなければならない。

2 略

3 事業者は、その事業活動において、石綿粉じん排出等作業その他の行為により、石綿の粉じんが大気中へ排出され、又は飛散したおそれがあると認める場合には、その飛散の状況を調査する

とともに、周辺住民の不安を解消するための措置を講じなければならない。

4 略

(建築物等の所有者等がとるべき措置等)

第5条 略

2 特定建築物等の所有者等は、規則で定めるところにより、当該特定建築物等における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。

3 略

(事前調査の実施)

とともに、周辺住民の不安を解消するための措置を講じなければならない。

4 略

(建築物等の所有者等がとるべき措置等)

第5条 略

2 学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして規則で定めるもの（多数の者が使用し、又は利用する部分に吹付け石綿が使用されているものに限る。以下「特定建築物等」という。）の所有者等は、規則で定めるところにより、当該特定建築物等における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。

3 略

(事前調査の実施)

第6条の2 法第18条の15第1項の規定による調査は、同条に定めるところによるほか、規則で定めるところにより行い、その結果を保存するものとする。

(事前調査結果の説明等)

第6条の3 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が次に掲げる工事に該当するときは、規則で定めるところにより、当該解体等工事の発注者及び下請負人に対し、それぞれに定める事項そ

第6条の2 解体等作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、当該解体等工事に係る建築物等における石綿含有材料等の使用の有無について、あらかじめ目視、設計図書の確認、材料の分析等による調査を行い、当該調査（法第18条の17第1項の規定による調査を含む。）の結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 この条例の規定の適用については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第1項又は第2項の規定による調査は、前項の規定による調査とみなす。

3 解体等工事の発注者は、当該解体等工事を施工しようとする者が行う第1項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

(事前調査結果の説明等)

第6条の3 解体等工事（他の者から請け負ったものに限る。）を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、前条第1項の規定による調査の結果につい

の他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

(1) 略

(2) 県届出対象特定工事 石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の構造

(事前調査結果の報告)

第6条の4 吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等として規則で定めるものを解体する作業を伴う建設工事（以下「報告対象工事」という。）の発注者又は自主施工者は、当該作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に

て、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が次に掲げる工事に該当するときは、それぞれに定める事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

(1) 略

(2) 第7条第1項に規定する届出対象工事 同項第4号から第7号までに掲げる事項

2 前条第1項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(事前調査結果の報告)

第6条の4 吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等として規則で定めるものを解体する作業を伴う建設工事（以下「報告対象工事」という。）の発注者等は、当該作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を

掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 吹付け石綿に係る法第18条の15第1項の規定により実施した調査の方法及び結果

(6) 略

2 前項ただし書の場合において、当該報告対象工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

3 略

(解体等作業の一時停止等)

第6条の5 知事は、法第18条の15第3項若しくは第4項の規定による記録の保存又は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、法第18条の15第1項の規定による調査の結果を知

知事に報告しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 吹付け石綿に係る第6条の2第1項又は法第18条の17第1項の規定により実施した調査の方法及び結果

(6) 略

2 前項ただし書の場合において、当該報告対象工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

3 略

(解体等作業の一時停止等)

第6条の5 知事は、第6条の2第1項の規定による記録の保存又は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、解体等工事を施工する者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、第6条の2第1項又は法第18条の17第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよ

事に報告するよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、法第 18 条の 15 第 1 項の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。

3 略

(県届出対象特定工事の実施の届出)

第 7 条 県届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 請負契約による場合にあっては、元請業者又は下請負人の

う勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、第 6 条の 2 第 1 項又は法第 18 条の 17 第 1 項の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。

3 略

(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)

第 7 条 石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれが高い石綿粉じん排出等作業として規則で定めるものを伴う建設工事（以下「届出対象工事」という。）の発注者等は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 届出対象工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 県届出対象特定工事の場所

(4)～(8) 略

2 前項ただし書の場合において、当該県届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 略

4 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が県作業基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出の内容を県作業基準に適合するものに変更することを勧告することができる。

(基準遵守義務)

第7条の2 県特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、法第18条の14に規定する作業基準及び県作業基準を遵守しなければならない。

法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 届出対象工事の場所

(4)～(8) 略

2 前項ただし書の場合において、当該届出対象工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 略

4 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が作業基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出の内容を作業基準に適合するものに変更することを勧告することができる。

(基準遵守義務)

第7条の2 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工する者は、当該石綿粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(特定工事に係る掲示)

第7条の3 特定工事の元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の7日前から終了する日までの間、作業の種類その他の規則で定める事項を当該工事を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

2 特定工事の元請業者又は自主施工者は、前項の規定により掲示した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、掲示の内容を修正しなければならない。

(改善命令等)

第8条 知事は、県特定工事の施工に伴う石綿の粉じんの処理又は飛散の防止の方法が県作業基準に適合していないと認めるときは、県特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対し、期限を定めて、当該石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善を勧告し、又は当該石綿粉じん排出等作業の一時停止を勧告することができる。

(石綿粉じん排出等作業に係る掲示)

第7条の3 特定工事を施工する者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の7日前から終了する日までの間、作業の種類その他の規則で定める事項を当該工事を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

2 特定工事を施工する者は、前項の規定により掲示した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、掲示の内容を修正しなければならない。

3 前2項の規定は、法第18条の15第1項に規定する特定工事を施工する者について準用する。

(改善命令等)

第8条 知事は、特定工事の施工に伴う石綿の粉じんの処理又は飛散の防止の方法が作業基準に適合していないと認めるときは、特定工事を施工する者に対し、期限を定めて、当該石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善を勧告し、又は当該石綿粉じん排出等作業の一時停止を勧告することができる。

2・3 略

(発注者の配慮)

第9条 県特定工事の発注者は、当該県特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、県作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(処理予定量等の届出等)

第10条 届出対象特定工事及び県届出対象特定工事（以下「届出対象特定工事等」という。）の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、届出対象特定工事等の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、届出対象特定工事等に伴い廃棄物として処理される石綿含有材料等の種類、処理量及び処理の方法（処理を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。）を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により届出対象特定工事等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

2・3 略

(発注者の配慮)

第9条 特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(処理予定量等の届出等)

第10条 届出対象工事又は法第18条の15第1項に規定する特定工事（以下「届出対象工事等」という。）を施工しようとする者は、届出対象工事等の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、届出対象工事等に伴い廃棄物として処理される石綿含有材料等の種類、処理量及び処理の方法（処理を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。）を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により届出対象工事等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該届出対象特定工事等を施工する者は、速やかに、同項に規定する事項を知事に届け出なければならぬ。

(作業終了等の報告)

第10条の2 前条の届出をした者は、特定粉じん排出等作業の終了後、規則で定めるところにより、石綿含有材料等の処理の状況を知事に報告しなければならない。この場合において、当該届出をした者が法第18条の23第1項の規定による特定工事の発注者への報告を行うべき者であるときは、当該特定工事の発注者への報告に係る報告書の写しを知事に提出しなければならない。

(通報)

第10条の3 次に掲げる事実を知った者は、その旨を知事に通報することができる。

2 前項ただし書の場合において、当該届出対象工事等を施工する者は、速やかに、同項に規定する事項を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出をした者は、石綿含有材料等の処理が終了する都度、規則で定めるところにより、当該処理の状況に関する報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。

(通報)

第10条の2 次に掲げる事実を知った者は、その旨を知事に通報することができる。

- (1) 法第 18 条の 15 第 5 項の規定による揭示が行われずに解体等工事が施工されていること。
- (2) 略
- (3) 第 7 条第 1 項又は法第 18 条の 17 第 1 項の規定による届出が行われずに届出対象特定工事等が施工されていること。
- (4) 作業基準又は県作業基準を遵守せずに特定粉じん排出等作業が実施されていること。

(立入検査等)

第 11 条 知事は、法第 26 条第 1 項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等、解体等工事の発注者、元請業者若しくは下請負人若しくは自主施工者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所、営業所、事業所その他の事業場に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。

- (1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等

- (1) 第 6 条の 2 第 1 項の規定による調査の結果の記録の保存が行われずに解体等工事が施工されていること。
- (2) 略
- (3) 第 7 条第 1 項又は法第 18 条の 15 第 1 項の規定による届出が行われずに届出対象工事等が施工されていること。
- (4) 作業基準を遵守せずに石綿粉じん排出等作業が実施され、又は法第 18 条の 14 に規定する作業基準を遵守せずに特定粉じん排出等作業が実施されていること。

(立入検査等)

第 11 条 知事は、法第 26 条第 1 項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等、解体等工事の発注者若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。

- (1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等

に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

ア・イ 略

ウ 第10条第1項若しくは第2項の規定による届出

エ 第10条の2の規定による報告

オ 略

(2)・(3) 略

2・3 略

に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

ア・イ 略

ウ 第10条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条
第3項の規定による報告

エ 略

(2)・(3) 略

2・3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県石綿健康被害防止条例第4条、第5条及び第6条の2から第11条までの規定は、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日以後に着手する建設工事（改正前の鳥取県石綿健康被害防止条例第6条の4第1項若しくは第2項の規定による報告がされた報告対象工事、第7条第1項若しくは第2項の規定による届出がされた届出対象工事又は第10条第1項若しくは第2項の規定による届出がされた届出対象工事等であって、同日前に着手していないもの（以下この項において「報告等がされた未着手の工事」という。）を除く。）

について適用し、同日前に着手した建設工事（報告等がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

- 4 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
10の2 鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（12） 略 （13） <u>第10条の3</u> の規定による通報の受理 （14）～（17） 略	鳥取市	10の2 鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（12） 略 （13） <u>第10条の2</u> の規定による通報の受理 （14）～（17） 略	鳥取市
略		略	

